

お申込み手続き

- 「申込書兼告知書」に必要事項が記入・押印されているかご確認のうえ、学校訪問する制度推進員にご提出もしくは各校の厚生担当(委員)の方から返信用封筒をお取寄せのうえ、郵送にてご提出ください。(以下の「ご相談窓口等」に記載のニッセイ団体保険コールセンターに連絡いただければ返信用封筒の送付等をさせていただきます。)
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

すでに加入されている方へ

- 「申込書兼告知書」の印字内容のご確認をお願いいたします。
- 加入内容を変更(脱退を含みます。)される場合は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。(掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、総合レジャー補償を除いて、年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額・保障額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。)
- グループ保険の死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。)
- ご退職予定の方は、「特に重要なお知らせ」24ページをご覧のうえ、宮崎県学校生活協同組合(県立学校の方は宮崎県高等学校教職員組合)までご連絡ください。

新規にお申込みされる方へ

- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方が宮崎県学校生活協同組合に加入されていることが必須条件となります。(宮崎県学校生活協同組合へのご加入は、ホームページでご案内しております。)
- グループ保険の本人の死亡保険金受取人を本人との続柄が「その他(9)」となる方にされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

保険金・給付金請求について

- 保険金・給付金請求につきましては、「特に重要なお知らせ」23ページ「保険金・給付金のご請求方法」をご参照のうえ、以下の各団体窓口へお問合せください。

<グループ保険・医療保障保険>

義務制・退職後継続加入者： 宮崎県学校生活協同組合 (通話料無料)0120-29-6011
県立学校加入者： 宮崎県高等学校教職員組合 (通話料無料)0120-72-8085

<総合レジャー補償・長期療養収入補償制度> 損保取扱代理店 有限会社 学保 (通話料無料)0120-79-6014

ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せ(保険金・給付金請求は除きます。)につきましては、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
- 募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社・損保取扱代理店へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の引受保険会社・損保取扱代理店までご連絡ください。)

《ニッセイ団体保険コールセンター》(通話料無料) 0120-775-229

※お問合せの際には、団体名「宮崎県学校生活協同組合」をお知らせください。
※保険金・給付金請求方法に関しては、各団体窓口へご確認ください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。
【受付期間】2023年1月10日(火)~2023年2月24日(金)
【受付時間】月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)

《 団 体 窓 口 》 宮崎県学校生活協同組合 (通話料無料)0120-29-6011
0985-53-6011

《県立学校事務取扱窓口》
宮崎県高等学校教職員組合 (通話料無料)0120-72-8085
0985-72-8080

《 引 受 保 険 会 社 》 ●日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 (通話料無料)0120-123-840
※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。
グループ保険:938-9、医療保障保険:900-50125
【受付時間 月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

●太陽生命保険株式会社 九州法人営業部 092-474-5908
●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店 050-3460-1280
●損害保険ジャパン株式会社 宮崎支店 0985-27-5119

《 損 保 取 扱 代 理 店 》 ●有限会社 学保 (通話料無料)0120-79-6014
●日本生命保険相互会社
●太陽生命保険株式会社

<「障がい」の表記>

- グループ保険・医療保障保険では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本一団-2022-454-11579-M(R4.10.13)
日本一医-2022-454-11580-M(R4.10.13)
(2022年10月承認)A22-102476

宮崎県学校生活協同組合組合員のみなさまへ

【2023年7月1日新規加入・更新】

▶商品内容のご説明



新・グループ保険

あんしん



約8,100名の県内教職員とそのご家族のみなさまに加入いただいています!(※)

- 「新・グループ保険(あんしん)」は、宮崎県学校生活協同組合が福利厚生制度の一環として実施している4つの保険制度です。
- 「新・グループ保険(あんしん)」へのご加入は、本人となる方の宮崎県学校生活協同組合へのご加入が必須条件となります。

グループ保険

死亡保障・高度障がい保障
不慮の事故による
障がい保障・入院保障

掛金は
団体保険としての
割引適用

医療保障保険

病気やケガによる入院保障
掛金は団体保険としての割引適用

総合レジャー補償

ケガの補償に5つのあんしんをセット
約36% 割引適用

長期療養収入補償制度

病気やケガによる収入補償
25% 割引適用

(※)2022年7月現在

- 申込締切日/2023年2月24日(金)
- 効力発生日/2023年7月1日(土)
(保険期間:2023年7月1日(土)~2024年6月30日(日))

特に留意いただきたい事項

- 今回、新規加入される制度(増額の場合はその増額部分については)2023年7月1日から効力を発生します。効力発生日前に生じた疾病や不慮の事故を原因とする(高度)障がいや入院については、保険金・給付金等のお支払対象となりませんのでご注意ください。 ※詳しくは、「特に重要なお知らせ」1ページ以降に記載の「お支払い等に関する詳細について」をご覧ください。
- ホームページ掲載の「特に重要なお知らせ」の中の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット「特に重要なお知らせ」の中のご加入のみなさまへ>とあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「特に重要なお知らせ」を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。



加入を検討いただく際には宮崎県学校生活協同組合専用ホームページ(<https://scoop.or.jp>)掲載の「特に重要なお知らせ」を必ずご覧いただき、ご加入をご検討ください。(通信料がかかります。) 冊子でのご確認を希望される方は、裏表紙の各《団体窓口》へご連絡ください。

宮崎県学校生活協同組合

(県立学校のみなさまは宮崎県高等学校教職員組合が事務取扱いの窓口となります。)

新・グループ保険（あんしん）の制度概要

※医療保障保険、総合レジャー補償、長期療養収入補償制度へのお申込みは、グループ保険への本人のご加入が条件となります。

保障の概要

グループ保険

- 死亡されたとき、または所定の高度障がい状態になられたとき
 - 【病気による場合】
最高 **4,200万円**の保障
(本人Sコースにご加入の場合)
 - 【不慮の事故によるケガを原因とする場合】
最高 **5,200万円**の保障
(本人Sコースにご加入の場合)
- 不慮の事故で5日以上所定の入院をされたとき(1日目から給付)
 - 最高日額 **15,000円**の給付
(本人Sコースにご加入の場合)



意向確認書
ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆死亡保障・高度障がい保障
- ◆不慮の事故による障がい保障・入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

医療保障保険

- 病気やケガで継続して2日以上所定の入院をされたとき(1日目から給付)
 - 本人
最高日額 **10,000円**の給付
(10,000円コースにご加入の場合)
 - 配偶者・子ども
最高日額 **5,000円**の給付
(5,000円コースにご加入の場合)



この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆病気やケガによる入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

総合レジャー補償

- 不慮の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院
- 携行品損害、日常生活賠償、キャンセル費用、レンタル用品賠償責任、救護者費用等



当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
 - ②ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
 - ③被保険者(補償の対象となる方)の範囲(11ページ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

長期療養収入補償制度

- 病気やケガで入院・自宅療養され就業障害となったとき
 - (加入コースに応じて)
月額最高 **10万円**または **7万円**の支払い
- 最近増加傾向にある精神障害についても、所定の精神障害の場合、最長24か月補償されます。



当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、セットしている特約など)
 - ②ご契約金額、保険期間、保険料・払込方法
 - ③被保険者(補償の対象となる方)の範囲(ご本人のみ)

※申込書兼告知書の記載事項に誤りがないかにつきましてもご確認ください。

加入資格

※詳細は14ページの「加入資格」を必ずご確認ください。

本人:
宮崎県学校生活協同組合の組合員であること

配偶者・子ども:
「本人」がグループ保険に加入していること
子どもは「本人」の扶養することもであること

※本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください

本人:
グループ保険に加入していること

配偶者・子ども:
「本人」が医療保障保険に加入していること
子どもは「本人」の扶養することもであること

※本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください

本人:
グループ保険に加入していること

配偶者・子ども:
加入できません

※日常生活賠償などご家族全員が対象になる補償があります。補償内容については11ページをご参照ください。

本人:
グループ保険に加入していること
告知日時点で正常に勤務されていること

配偶者・子ども:
加入できません

参照ページ

【パンフレット】
3~8ページ
14ページ

【特に重要なお知らせ】
1~3ページ
18~28ページ
33~34ページ
裏表紙

【パンフレット】
9~10ページ
14ページ

【特に重要なお知らせ】
4~6ページ
18~24ページ
29~34ページ
裏表紙

【パンフレット】
11~12ページ
14ページ

【特に重要なお知らせ】
7~14ページ
18~24ページ
35~43ページ
裏表紙

【パンフレット】
13~14ページ

【特に重要なお知らせ】
15~17ページ
18~24ページ
44~50ページ
裏表紙

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度

グループ保険

災害保障特約付 子ども特約付 子ども災害保障特約付 年金払特約付 半年払保険料併用特約付 リビング・ニーズ特約付 リビング・ニーズ特約指定代理請求の特約付 新団体定期保険

<グループ保険のポイント!!>

グループ保険 ご案内ムービー

スマートフォン等からのダウンロードはこちら
(通信料がかかります。)



- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、「特に重要なお知らせ」24ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。
- 万一、余命6カ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。
被保険者がこどもの場合は除きます。リビング・ニーズ特約の特約保険金に関する詳細は、「特に重要なお知らせ」1~2ページをご確認ください。
- 加入者は充実した付帯サービスが利用いただけます。
詳細は、別配のピラをご確認ください。

保障内容

グループ保険は、以下の場合等に支払われます。



死亡された場合



所定の高度障がい状態になられた場合



・不慮の事故により
所定の身体障がい状態になられた場合
・5日以上入院された場合



余命6カ月以内と判断された場合

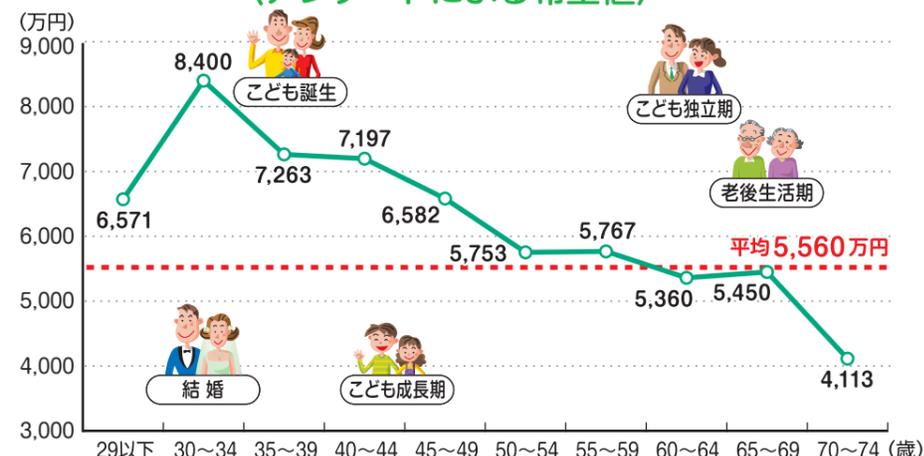
※保障内容に関する詳細や制限事項については、「特に重要なお知らせ」1~3ページ「グループ保険~お支払い等に関する詳細について~」を必ずご確認ください。

保障の必要性

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を確保しましょう。

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)

〈アンケートによる希望値〉



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。
(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

葬儀費用

葬儀にかかる費用は?

葬儀費用の合計
(全国平均)

最低限、葬儀費用だけでも準備しておきましょう!

平均 **195.7**万円

葬儀一式費用 * 1.....平均121.4万円
寺院への費用 * 2.....平均47.3万円
通夜からの飲食接待費.....平均30.6万円

(注)各項目の金額は、費用が発生した人の平均額であり、これらの合計と葬儀費用の合計は一致しません。
* 1 葬儀一式費用の内訳 病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料
* 2 寺院への費用の内訳 お経料、戒名料、お布施
(一財)日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査(2017年1月)」

介護費用

介護にかかる費用は?

自身のための経済的備えも必要だね。

たとえば病気やケガで高度障がい状態となり、介護が必要になった場合、10年間で

約 **996**万円

介護にかかる月々の費用の平均費用
約8.3万円×12カ月×10年で算出。

(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

こどもの教育費は?

	小学校 [6年間]	中学校 [3年間]	高校 [3年間]	大学自宅 (大学下宿) [4年間]
標準コース 小学校~高校/公立、大学/ 私立文系とした場合	約167万円	約134万円	約137万円	約399万円 (798万円)
オール国公立コース 大学は文系とした場合	約167万円	約134万円	約137万円	約289万円 (688万円)
オール私立コース 大学は文系とした場合	約930万円	約421万円	約290万円	約399万円 (798万円)

こどもの教育費は1人当たり 約**837**万円(標準コース 大学自宅 を選択の場合)

※小学校~高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。
※大学は「受験諸費用+入学費等+年間授業料」、下宿の場合は「自宅外通学を始めるための費用」と「仕送り額」を加算しております。
※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食材料費・行事費等は自己負担となります。
詳細は、内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」をご確認ください。

文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」から計算[国公立大学の授業料等の推移]「令和元年度私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」(株)日本政策金融公庫「令和2年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」を参考に作成(監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子)

保障額と掛金

本人女性		保障額										月払掛金（概算）																
		死亡・高度障がいについての保障額					不慮の事故による死亡・障がい・入院についての上乗せ保障額					※D1～K1コースについては、左が月払掛金（概算）・右がボーナス払掛金（概算）です。（掛金の単位：円）																
		加入コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	遺族年金(死亡保険金を年金で受取る場合)			災害 保険金額	障がい給付金額 (障がい等級 1級～6級※1)	入院給付金額 (5日以上入院 のとき) 1日につき※2	加入 コース	15歳～35歳 S63.1.2生 H21.1.1生		36歳～40歳 S58.1.2生 S63.1.1生		41歳～45歳 S53.1.2生 S58.1.1生		46歳～50歳 S48.1.2生 S53.1.1生		51歳～55歳 S43.1.2生 S48.1.1生		56歳～60歳 S38.1.2生 S43.1.1生		61歳～65歳 S33.1.2生 S38.1.1生		66歳～69歳 S29.1.2生 S33.1.1生			
年金 受取 期間	初年度			平均	最終年度	年金総額					加入 コース	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金	月払掛金	ボーナス払掛金			
本人女性	ボーナス払併用	D1	3,800万円	25年	約10.2万円	約13.8万円	約17.5万円	約4,166万円	800万円	800～80万円	12,000円	D1	2,720	3,060	3,672	5,060	4,148	6,060	5,464	8,820	7,172	12,410	9,104	16,460	11,904	22,340	15,628	30,160
		F1	3,100万円	20年	約10.7万円	約13.8万円	約16.9万円	約3,324万円	600万円	600～60万円	9,000円	F1	2,090	3,060	2,804	5,060	3,161	6,060	4,148	8,820	5,429	12,410	6,878	16,460	8,978	22,340	11,771	30,160
		H1	2,400万円	15年	約11.5万円	約13.9万円	約16.4万円	約2,518万円	400万円	400～40万円	6,000円	H1	1,460	3,060	1,936	5,060	2,174	6,060	2,832	8,820	3,686	12,410	4,652	16,460	6,052	22,340	7,914	30,160
		J1	1,800万円	10年	約13.5万円	約15.4万円	約17.2万円	約1,848万円	300万円	300～30万円	4,500円	J1	1,145	2,295	1,502	3,795	1,680	4,545	2,174	6,615	2,814	9,307	3,539	12,345	4,589	16,755	5,985	22,620
		K1	1,200万円	10年	約9.0万円	約10.2万円	約11.4万円	約1,232万円	200万円	200～20万円	3,000円	K1	830	1,530	1,068	2,530	1,187	3,030	1,516	4,410	1,943	6,205	2,426	8,230	3,126	11,170	4,057	15,080
	月払のみ	S	4,200万円	25年	約11.2万円	約15.3万円	約19.4万円	約4,604万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	S	3,714		5,142		5,856		7,830		10,392		13,290		17,490		23,076	
		A	3,850万円	25年	約10.3万円	約14.0万円	約17.7万円	約4,220万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	A	3,532		4,841		5,495		7,305		9,653		12,310		16,160		21,280	
		B	3,500万円	25年	約9.4万円	約12.7万円	約16.1万円	約3,837万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	B	3,350		4,540		5,135		6,780		8,915		11,330		14,830		19,485	
		C	3,150万円	25年	約8.4万円	約11.5万円	約14.5万円	約3,453万円	900万円	900～90万円	13,500円	C	3,035		4,106		4,641		6,122		8,043		10,217		13,367		17,556	
		D	2,800万円	25年	約7.5万円	約10.2万円	約12.9万円	約3,069万円	800万円	800～80万円	12,000円	D	2,720		3,672		4,148		5,464		7,172		9,104		11,904		15,628	
		E	2,450万円	20年	約8.5万円	約10.9万円	約13.3万円	約2,627万円	700万円	700～70万円	10,500円	E	2,405		3,238		3,654		4,806		6,300		7,991		10,441		13,699	
		F	2,100万円	20年	約7.3万円	約9.3万円	約11.4万円	約2,252万円	600万円	600～60万円	9,000円	F	2,090		2,804		3,161		4,148		5,429		6,878		8,978		11,771	
		G	1,750万円	15年	約8.4万円	約10.2万円	約11.9万円	約1,836万円	500万円	500～50万円	7,500円	G	1,775		2,370		2,667		3,490		4,557		5,765		7,515		9,842	
H	1,400万円	15年	約6.7万円	約8.1万円	約9.5万円	約1,469万円	400万円	400～40万円	6,000円	H	1,460		1,936		2,174		2,832		3,686		4,652		6,052		7,914			
J	1,050万円	10年	約7.9万円	約8.9万円	約10.0万円	約1,078万円	300万円	300～30万円	4,500円	J	1,145		1,502		1,680		2,174		2,814		3,539		4,589		5,985			
K	700万円	10年	約5.2万円	約5.9万円	約6.7万円	約719万円	200万円	200～20万円	3,000円	K	830		1,068		1,187		1,516		1,943		2,426		3,126		4,057			
L	350万円	5年	約5.5万円	約5.8万円	約6.2万円	約352万円	100万円	100～10万円	1,500円	L	515		634		693		858		1,071		1,313		1,663		2,128			
M	210万円	5年	約3.3万円	約3.5万円	約3.7万円	約211万円	60万円	60～6万円	900円	M	年齢により、申込みいただける保険金額に制限を設けています。【※注】		495	594	722	867	1,077	1,356										
配偶者	月払のみ	1,050万円	1,050万円	●配偶者・子どもは、一時金でのお受取りのみとなります。					300万円	300～30万円	4,500円	1,050万円	1,273	1,494	1,861	2,512	3,604	5,253	7,962	11,595								
		700万円	700万円	●配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。					200万円	200～20万円	3,000円	700万円	849	996	1,241	1,675	2,403	3,502	5,308	7,730								
		350万円	350万円	●本人がK1コースにご加入の場合、配偶者の保険金額は700万円が上限となります。					100万円	100～10万円	1,500円	350万円	424	498	620	837	1,201	1,751	2,654	3,865								
		210万円	210万円						60万円	60～6万円	900円	210万円	253	298	371	501	720	1,049	1,591	2,318								
子ども	月払のみ	350万円	350万円						100万円	100～10万円	1,500円	350万円	保険年齢3歳～22歳(H13.1.2生～R3.1.1生) 一律385円															
		210万円	210万円						60万円	60～6万円	900円	210万円	保険年齢3歳～22歳(H13.1.2生～R3.1.1生) 一律231円															

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
 ※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。
 ●上記の年金額は、2022年6月29日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。
 ●ボーナス払掛金の保障範囲は、主契約(死亡・高度障がい)部分のみのため、不慮の事故による上乗せ保障はありません。
 【※注】本人の加入保険金額の制限について
 効力発生日時点の保険年齢が以下に該当する方は、申込みいただける保険金額に制限を設けています。
 ・保険年齢15歳～40歳の方⇒加入いただける保険金額は350万円以上です。

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2023年7月1日)から適用します。
 なお、掛金は、総保険金額規模による割引が適用されており、上記の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。
 ●掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
 《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
 記載の掛金は、確定掛金を含め、2022年10月6日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
 ●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 (例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
 ●本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。

退職後継続加入できる保障額については制限があります。詳しくは「特に重要なお知らせ」24ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。

グループ保険

保障額と掛金

本人 男性		保障額							月払掛金（概算）																			
対象	加入コース	死亡・高度障がいについての保障額					不慮の事故による死亡・障がい・入院についての上乗せ保障額			※D1～K1コースについては、左が月払掛金（概算）・右がボーナス払掛金（概算）です。（掛金の単位：円）																		
		死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	遺族年金(死亡保険金を年金で受取る場合)				災害 保険金額	障がい給付金額 (障がい等級 1級～6級※1)	入院給付金額 (5日以上入院 のとき) 1日につき※2	加入 コース	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～69歳	ボーナス払掛金									
			年金 受取 期間	初年度	平均	最終年度					年金総額	S63.1.2生 H21.1.1生	S58.1.2生 S63.1.1生	S53.1.2生 S58.1.1生	S48.1.2生 S53.1.1生	S43.1.2生 S48.1.1生	S38.1.2生 S43.1.1生	S33.1.2生 S38.1.1生	S29.1.2生 S33.1.1生	15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳
本人 男性	ボーナス払併用	D1	3,800万円	25年	約10.2万円	約13.8万円	約17.5万円	約4,166万円	800万円	800～80万円	12,000円	D1	3,596	4,650	4,184	5,880	5,164	7,940	6,900	11,580	9,812	17,700	14,208	26,930	21,432	42,100	31,120	62,450
		F1	3,100万円	20年	約10.7万円	約13.8万円	約16.9万円	約3,324万円	600万円	600～60万円	9,000円	F1	2,747	4,650	3,188	5,880	3,923	7,940	5,225	11,580	7,409	17,700	10,706	26,930	16,124	42,100	23,390	62,450
		H1	2,400万円	15年	約11.5万円	約13.9万円	約16.4万円	約2,518万円	400万円	400～40万円	6,000円	H1	1,898	4,650	2,192	5,880	2,682	7,940	3,550	11,580	5,006	17,700	7,204	26,930	10,816	42,100	15,660	62,450
		J1	1,800万円	10年	約13.5万円	約15.4万円	約17.2万円	約1,848万円	300万円	300～30万円	4,500円	J1	1,473	3,487	1,694	4,410	2,061	5,955	2,712	8,685	3,804	13,275	5,453	20,197	8,162	31,575	11,795	46,837
		K1	1,200万円	10年	約9.0万円	約10.2万円	約11.4万円	約1,232万円	200万円	200～20万円	3,000円	K1	1,049	2,325	1,196	2,940	1,441	3,970	1,875	5,790	2,603	8,850	3,702	13,465	5,508	21,050	7,930	31,225
	月払のみ	S	4,200万円	25年	約11.2万円	約15.3万円	約19.4万円	約4,604万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	S	4,998		5,880		7,350		9,954		14,322		20,916		31,752		46,284	
		A	3,850万円	25年	約10.3万円	約14.0万円	約17.7万円	約4,220万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	A	4,721		5,530		6,877		9,264		13,268		19,313		29,246		42,567	
		B	3,500万円	25年	約9.4万円	約12.7万円	約16.1万円	約3,837万円	1,000万円	1,000～100万円	15,000円	B	4,445		5,180		6,405		8,575		12,215		17,710		26,740		38,850	
		C	3,150万円	25年	約8.4万円	約11.5万円	約14.5万円	約3,453万円	900万円	900～90万円	13,500円	C	4,020		4,682		5,784		7,737		11,013		15,959		24,086		34,985	
		D	2,800万円	25年	約7.5万円	約10.2万円	約12.9万円	約3,069万円	800万円	800～80万円	12,000円	D	3,596		4,184		5,164		6,900		9,812		14,208		21,432		31,120	
		E	2,450万円	20年	約8.5万円	約10.9万円	約13.3万円	約2,627万円	700万円	700～70万円	10,500円	E	3,171		3,686		4,543		6,062		8,610		12,457		18,778		27,255	
		F	2,100万円	20年	約7.3万円	約9.3万円	約11.4万円	約2,252万円	600万円	600～60万円	9,000円	F	2,747		3,188		3,923		5,225		7,409		10,706		16,124		23,390	
		G	1,750万円	15年	約8.4万円	約10.2万円	約11.9万円	約1,836万円	500万円	500～50万円	7,500円	G	2,322		2,690		3,302		4,387		6,207		8,955		13,470		19,525	
H	1,400万円	15年	約6.7万円	約8.1万円	約9.5万円	約1,469万円	400万円	400～40万円	6,000円	H	1,898		2,192		2,682		3,550		5,006		7,204		10,816		15,660			
J	1,050万円	10年	約7.9万円	約8.9万円	約10.0万円	約1,078万円	300万円	300～30万円	4,500円	J	1,473		1,694		2,061		2,712		3,804		5,453		8,162		11,795			
K	700万円	10年	約5.2万円	約5.9万円	約6.7万円	約719万円	200万円	200～20万円	3,000円	K	1,049		1,196		1,441		1,875		2,603		3,702		5,508		7,930			
L	350万円	5年	約5.5万円	約5.8万円	約6.2万円	約352万円	100万円	100～10万円	1,500円	L	624		698		820		1,037		1,401		1,951		2,854		4,065			
M	210万円	5年	約3.3万円	約3.5万円	約3.7万円	約211万円	60万円	60～6万円	900円	M	年齢により、申込みいただける保険金額に制限を設けています。【※注】			571	701	920	1,249	1,791	2,518									
配偶者 女性	月払のみ	1,050万円	1,050万円	●配偶者・こどもは、一時金でのお受取りのみとなります。						300万円	300～30万円	4,500円	1,050万円	945	1,302	1,480	1,974	2,614	3,339	4,389	5,785							
		700万円	700万円	●配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。						200万円	200～20万円	3,000円	700万円	630	868	987	1,316	1,743	2,226	2,926	3,857							
		350万円	350万円	●本人がK1コースにご加入の場合、配偶者の保険金額は700万円が上限となります。						100万円	100～10万円	1,500円	350万円	315	434	493	658	871	1,113	1,463	1,928							
		210万円	210万円							60万円	60～6万円	900円	210万円	188	259	295	394	522	667	877	1,156							
	こども	月払のみ	350万円	350万円							100万円	100～10万円	1,500円	350万円	保険年齢3歳～22歳(H13.1.2生～R3.1.1生) 一律 385円													
		210万円	210万円							60万円	60～6万円	900円	210万円	保険年齢3歳～22歳(H13.1.2生～R3.1.1生) 一律 231円														

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
 ※2 不慮の事故により5日以上入院された場合に支払われます。ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。
 ●上記の年金額は、2022年6月29日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。
 ●ボーナス払掛金の保障範囲は、主契約(死亡・高度障がい)部分のみのため、不慮の事故による上乗せ保障はありません。
 【※注】本人の加入保険金額の制限について
 効力発生日時点の保険年齢が以下に該当する方は、申込みいただける保険金額に制限を設けています。
 ・保険年齢15歳～40歳の方⇒加入いただける保険金額は350万円以上です。
 ●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2023年7月1日)から適用します。
 なお、掛金は、総保険金額規模による割引が適用されており、上記の掛金は、総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合の掛金になります。
 ●掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
 《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
 記載の掛金は、確定掛金を含め、2022年10月6日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
 ●当/バンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 (例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
 ●本人の月払掛金には、制度運営費200円(一律)が含まれています。
 退職後継続加入できる保障額については制限があります。詳しくは「特に重要なお知らせ」24ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。

<医療保障保険のポイント!!>

- 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 退職時に加入していた保障額以下であれば退職後も継続加入いただけます。
詳細は、「特に重要なお知らせ」24ページの「退職後継続加入制度について(ご参考)」をご確認ください。

保障内容

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院された場合 (1日目からお支払い)	入院給付金日額×入院日数	【1回の入院】 124日 【通算】 700日

※支払日数制限については、「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」をご参照ください。

保障額と月払掛金表(概算)

対象 (加入コース (入院給付金日額))	本人			配偶者	
	10,000円 コース	8,000円 コース	5,000円 コース	5,000円 コース	3,000円 コース
15歳～20歳 (H15.1.2生～H21.1.1生)	2,100円	1,710円	1,125円	975円	585円
21歳～25歳 (H10.1.2生～H15.1.1生)	2,690円	2,182円	1,420円	1,270円	762円
26歳～30歳 (H 5.1.2生～H10.1.1生)	3,090円	2,502円	1,620円	1,470円	882円
31歳～35歳 (S63.1.2生～H 5.1.1生)	3,210円	2,598円	1,680円	1,530円	918円
36歳～40歳 (S58.1.2生～S63.1.1生)	3,250円	2,630円	1,700円	1,550円	930円
41歳～45歳 (S53.1.2生～S58.1.1生)	3,580円	2,894円	1,865円	1,715円	1,029円
46歳～50歳 (S48.1.2生～S53.1.1生)	4,210円	3,398円	2,180円	2,030円	1,218円
51歳～55歳 (S43.1.2生～S48.1.1生)	5,350円	4,310円	2,750円	2,600円	1,560円
56歳～60歳 (S38.1.2生～S43.1.1生)	6,930円	5,574円	3,540円	3,390円	2,034円
61歳～65歳 (S33.1.2生～S38.1.1生)	9,520円	7,646円	4,835円	4,685円	2,811円
66歳～69歳 (S29.1.2生～S33.1.1生)	13,490円	10,822円	6,820円	6,670円	4,002円

対象 (加入コース (入院給付金日額))	子ども	
	5,000円 コース	3,000円 コース
0歳～22歳 (H13.1.2生～)	1,080円	648円

- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2023年7月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保障額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 掛金は2022年10月6日現在の引受保険会社の保険料率等に基づいております。
- 本人の月払掛金には、制度運営費150円(一律)が含まれています。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

● 保障内容に関する詳細や制限事項については、「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」を必ずご確認ください。

<留意事項>

医療保障保険は、グループ保険に加入される方のみお申込みができます。

(本人がグループ保険、医療保障保険にご加入であれば、配偶者・子どもは、医療保障保険のみのお申込みが可能です。)

保障の必要性

入院にはさまざまな費用がかかります。

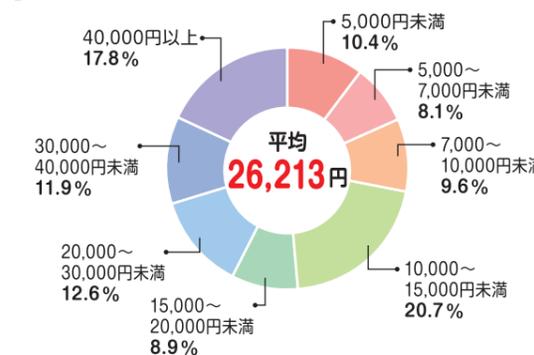
■ 例えば入院した時・・・



※当記載内容は、2021年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子

入院経験者(過去1年間の)1日あたりの自己負担費用

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額



地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

対象期間	助成内容	所得制限
0～15歳到達後 最初の年度末	●健康保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※助成に、所得制限を設けている自治体もあります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
※2021年12月現在
世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- お支払いは、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合にかぎります。
- お支払いの対象となる入院は、保険期間中に治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等と引受保険会社が認める日本国外の医療施設に入院した場合にかぎります。
- お支払いは、1回の入院について124日分、通算して700日分を限度(*)とします。
- (*) 給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- (ご注意) 給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「特に重要なお知らせ」4～6ページ「医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～<ご加入のみなさまへ>」をご覧ください。

ケガと日常生活のリスクに備えましょう！ ●配偶者・ごどもはご加入いただけません。

加入コース ZD		月払保険料 (男女共通) 690円	
傷害補償	保険金額	その他の補償	保険金額
傷害死亡保険金	130万円	携行品損害保険金	10万円(免責金額:3,000円)
傷害後遺障害保険金 その程度に応じて傷害死亡・後遺障害 保険金額の4%~100%	後遺障害の程度により 5.2万円~130万円	日常生活賠償保険金	1億円(免責金額:0円)
傷害入院保険金 支払対象期間 180日 (1日目より) 支払限度日数 180日 (免責期間:0日)	1日につき 1,800円	キャンセル費用保険金	10万円(免責金額あり※1)
傷害手術保険金 傷害入院保険金日額の40・20・10倍	所定の手術の種類により 7.2万円・3.6万円・1.8万円	レンタル用品賠償責任保険金	30万円(免責金額あり※2)
傷害通院保険金 支払対象期間 180日 (1日目より) 支払限度日数 90日 (免責期間:0日)	1日につき 1,200円	救援者費用等保険金	150万円

(※1) 免責金額は1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。
(※2) 免責金額は1回の事故につき3,000円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれか高い額となります。

補償内容	保険金をお支払いする場合	事故例	被保険者(補償の対象となる方)
傷害補償 国内外補償	国内外を問わず、日常生活・お仕事などにおけるさまざまな事故や、天災によるケガ・熱中症による危険を補償します。 ※天災危険補償特約セット ※熱中症危険補償特約セット ※通院にオンライン診療含みます。 詳細は「特に重要なお知らせ」8ページをご覧ください。	階段から落ちて骨折した 熱中症で入院した	ご本人のみ
携行品損害 国内外補償	自宅敷地外において 、携行する被保険者所有の持ち物が損害を負った場合に保険金をお支払いします。 ※保険金お支払方法は修理費または新価払です。 ※保険の対象に含まれない物もございます。 詳細は「特に重要なお知らせ」9ページをご覧ください。	旅行先で、カメラを落として壊した	ご本人のみ
日常生活賠償 国内外補償	日常生活において 、他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※職務遂行に直接起因する賠償事故は対象となりません。 ★示談交渉サービス 日本国内で発生した賠償事故に限り(※1) サービスがご利用になれます。 ※日本国内において電車等を運行不能にさせたことについて負担する法律上の損害賠償も補償します。詳細は「特に重要なお知らせ」12ページをご覧ください。	自転車歩行者と接触しケガを負わせた	・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の同居の親族(◆3) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいます)のお子さま
キャンセル費用 国内外補償	被保険者本人、ご本人の配偶者またはご本人の1親等内の親族が死亡・入院した場合に、予約していた特定のサービスを受けられなくなりキャンセル費用を負担する場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者に同行する配偶者のキャンセル費用も含みます。	親が急病で入院し、旅行をキャンセルした	ご本人のみ
レンタル用品賠償責任 国内レンタル品につき国内外補償	日本国内においてレンタル業者から賃借したレンタル品を盗難または破損させた等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(レンタル期間が6か月以内の物に限ります)。 ※保険の対象に含まれない物もございます。 詳細は「特に重要なお知らせ」13~14ページをご覧ください。	レンタルのスーツケースを壊した	・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の同居の親族(◆3) ・ご本人またはその配偶者(◆2)の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいます)のお子さま
救援者費用等 国内外補償	救援対象者(被保険者本人)の遭難等により、ご本人、ご本人の配偶者(◆2)およびその親族(◆3)が負担する捜索救助費用等を補償します。	山で遭難し捜索救助が行われ親族が現地へ赴いた	・保険契約者 ・ご本人 ・ご本人の配偶者(◆2) ・ご本人の親族(◆3)

◆ 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
(◆1) 相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、示談交渉はできませんのでご了承ください。
また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
(◆2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
(◆3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

＜総合レジャー補償＞※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「特に重要なお知らせ」7~14ページを必ずご確認ください。

月々690円で日常生活賠償と携行品損害もカバーできます！

最大1億円
まで補償

日常生活賠償

ご本人またはそのご家族が日常生活における法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。

※職務執行に直接起因する賠償事故は対象となりません。

万が一の自転車による賠償事故も補償します！

⇒総合レジャー補償では、ご自身のケガの補償に加え、損害賠償事故(自転車事故等)に備える特約もセットしています。

自転車での加害事故例



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭が骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。日本損害保険協会のホームページより引用

2021年4月1日 宮崎県に「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車保険への加入が義務化となりました。

判決認容額(※) 9,521万円

自転車保険
義務化に対応

その他の事故例



自転車で他人の車にキズをつけた



飼い犬が他人に噛みつきケガをさせた



買い物中、誤って商品を壊してしまった

※上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

携行品損害

居住する住宅外で、携行している身の回り品に損害が発生した場合にお支払いします。

再調達価額
でお支払い

携行品損害の事故例

※下記は一例であり、決まった金額ではありません。

携行品	支払保険金	事故状況
バトミントンラケット	20,400円	バトミントンの試合中に、誤ってラケットを床にぶつけてしまい破損。
財布(現金)	25,000円	かばんを置いてゲームをしていたところ、かばんが盗まれた。後日かばんは見つかったが、現金等が入っていた財布は見つからなかった。 ※現金(5万円限度)および財布が補償の対象となります。
釣竿	32,600円	海岸で磯釣り中、テトラポットの上から落ちそうになり、その際、竿が岩にぶつかり曲ってしまった。
ゴルフクラブ	7,000円	バターをキャディバックから取り出す際に落とし、発進したカートが踏んでシャフトが折れた。
ビデオカメラ	12,000円	公園で子どもが遊んでいる姿を撮っていたところ、誤って落としてしまい破損した。

※2019年10月1日以降保険始期契約より「傷害保険」を改定しており、携行品損害補償の保険対象も変更となっております。保険の対象について詳しくは「特に重要なお知らせ」9ページをご覧ください。

事故が発生した場合

保険金のご請求方法をご案内いたします。
詳細は最終ページをご覧ください。

サービスのご案内

総合レジャー補償に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、「生活安心サポート」をご利用いただけます。
サービスの詳細は「特に重要なお知らせ」42ページをご覧ください。

《ご加入後のご注意》

- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご加入後に他の同様の補償を提供される保険や共済にご加入の場合は、ただちに団体(保険契約者)、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を保険契約者とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(宮崎県学校生活協同組合)に交付されます。

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険

団体割引
25%適用

●増加傾向にある精神障害についても、所定の精神障害の場合は最長24か月補償されます。

制度の趣旨

病気（所定の精神の病気を
含む）やケガで働けなくな
った場合

約3か月は傷病休暇扱いで、
給料が補償されます。
※有給休暇期間や公的医療保険制
度等の給付期間については、雇
用形態により異なります。

その後、所得が減少してい
ますが、当制度から職場復帰
されるまで月々定額補償いた
します。

最長10年間（保険始期日年齢54
歳までの場合）にわたって補償さ
れますので、所得喪失を防ぐことが
できます。

補償内容

病気・ケガで長期にわたり働けなくなった場合（入院・自宅療養）、月額最高10万円または7万円を、最長で10年間お支払いします。
また、免責期間終了後に一部復職された場合で、就業に支障があることにより所得が回復されず、20%超の所得喪失があれば、所得の減少割合に応じて保険金をお支払いします。※1

病気やケガで就業障害



※1 一部復職後の所得喪失率が20%超の場合、てん補期間（保険金をお支払いする期間）を限度として、次の算式により保険金をお支払いします。
支払保険金 = 加入コースの保険金月額 × 所得喪失率（*）
免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額
（*）所得喪失率 = 1 - 免責期間が始まる直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

※2 就業障害が連続する期間をいいます。（傷病休暇期間にかかわらず90日間となります。）

Cコース（月額7万円）には、満50歳以上の方のみ加入いただけます。
（50歳～54歳の方はCコース、55歳～65歳の方はDコースとなります。）

※精神障害補償特約セット

年齢 (2023年7月1日 時点の満年齢)	生年月日	免責期間 ・ てん補期間	月額10万円		月額7万円	
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
			男性	女性	男性	女性
15歳～24歳	H10.7.2生～H20.7.1生	90日 ・ 10年	459円	272円	2,169円	2,565円
25歳～29歳	H5.7.2生～H10.7.1生		483円	361円		
30歳～34歳	S63.7.2生～H5.7.1生		539円	504円		
35歳～39歳	S58.7.2生～S63.7.1生		716円	805円		
40歳～44歳	S53.7.2生～S58.7.1生		1,126円	1,402円		
45歳～49歳	S48.7.2生～S53.7.1生		1,856円	2,326円		
50歳～54歳	S43.7.2生～S48.7.1生		3,099円	3,664円		

年齢 (2023年7月1日 時点の満年齢)	生年月日	免責期間 ・ てん補期間	月額10万円		月額7万円	
			Bコース	Dコース	男性	女性
			男性	女性	男性	女性
55歳～59歳	S38.7.2生～S43.7.1生	90日 ・ 3年	2,212円	2,309円	1,548円	1,616円
60歳～64歳	S33.7.2生～S38.7.1生		3,975円	3,707円	2,783円	2,596円
65歳	S32.7.2生～S33.7.1生		5,930円	5,023円	4,151円	3,516円

- 上記の保険料は2023年7月1日時点の満年齢を基準としています。
- 上記の保険料は団体割引25%を適用しています。
- 長期療養収入補償制度に加入するためには「グループ保険」の加入が必要です。
- 保険始期日時点の年齢が55歳～65歳の方のてん補期間は最長3年間です。
- 所定の精神障害による就業障害のてん補期間は最長24か月（免責期間は90日）です。詳細は「特に重要なお知らせ」15ページをご覧ください。
- 告知事項による加入資格と支払要件は異なる場合がありますのでご注意ください。正しく告知をされ、加入資格を得られていても、新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または通常は医師に診療を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（ご加入後のご注意）

- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ご契約の内容はご契約に適用される普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険（株）までご照会ください。
- この保険は宮崎県学校生活協同組合を保険契約者とし、宮崎県学校生活協同組合の組合員の方を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（宮崎県学校生活協同組合）に交付されます。

<長期療養収入補償制度> ※補償内容に関する詳細や保険金をお支払いできない主な場合については「特に重要なお知らせ」15～17ページを必ずご確認ください。

新・グループ保険（あんしん）の制度概要

※以下の加入資格および「申込書兼告知書」に記載の内容をよくご確認のうえ、お申込みください。加入資格がないにお申込みされた場合、もしくは「申込書兼告知書」に事実と相違することを記入された場合は、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
※退職者（再任用を除く）は「退職後継続加入制度」にて保障を継続することができますが、保障内容の継続には制限があります。「特に重要なお知らせ」24ページの「退職後継続加入制度について」をご覧ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《本人》宮崎県学校生活協同組合の組合員（再任用の方を含む）で、年齢14歳6カ月超69歳6カ月以下の方。（PTAに雇用されている職員、県に雇用されている臨時任用職員のうち掛金を給与A口座から差引きできない方、市町村に雇用されている臨時任用職員の方を除く。）ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》《本人》の配偶者の方で、年齢満18歳以上69歳6カ月以下の方。ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。※民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
- 《子ども》《本人》の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご注意>

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- 本人の扶養から外れた子どもがいる場合、脱退手続きをお願いします。（2023年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日（2024年6月30日）までご加入できます。）
- リビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。

グループ保険

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

- 《本人》公的医療保険制度に加入している宮崎県学校生活協同組合の組合員（再任用の方を含む）で、かつグループ保険に加入している（今回加入する場合を含む）方で、年齢14歳6カ月超69歳6カ月以下の方。ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》公的医療保険制度に加入しており、《本人》の配偶者の方で、年齢満18歳以上69歳6カ月以下の方。ただし、新規加入・増額は年齢65歳6カ月以下の方。ただし、すでに他の医療保障保険（団体型）に加入されている方はご加入になれません。※民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
- 《子ども》《本人》の扶養する同一戸籍の子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。（扶養する同一戸籍の子どもとは、本人が加入している公的医療保険制度における被扶養者で、かつ本人と同一戸籍に記載されている方です。）

<ご注意>

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- 本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者でなくなった子どもについては、脱退手続きをお願いします。（2023年7月1日からの保険期間中に就職等の理由で加入資格から外れる場合は、更新日の前日（2024年6月30日）までご加入できます。）

医療保障保険

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。

- 《本人》グループ保険に加入している（今回加入する場合を含む）方（再任用の方を含む）。

<ご注意>

- 一旦加入すれば、その後ケガをされたり、保険金をお支払いする事由が発生しても、加入資格を満たすかぎり、継続加入することができます。
- 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。）

総合レジャー補償

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。
- 《本人》グループ保険に加入している（今回加入する場合を含む）方で年齢満15歳以上満65歳以下（2023年7月1日時点）の告知日時点で正常に勤務されている方（再任用の方を含む）。

<ご注意>

- 保険金のお支払対象となった翌年度について、保険金をお支払いした就業障害の原因となった傷害または疾病については、内容に応じてご契約をお断りしたり、その傷害または疾病を含む損害保険会社所定の傷病群についてお支払いから除外することを条件として継続いただくことがあります。
- 組合員が宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を失われた場合は、当制度から脱退となります。（3月末日で退職する方については、3月末日付での脱退となります。）

長期療養収入補償制度

グループ保険

医療保障保険

総合レジャー補償

長期療養収入補償制度